

■ 身体的拘束最小化推進体制加算に関する院内掲示

1. 当院の基本方針

当院は、患者様の尊厳と権利を最優先し、原則として身体的拘束を行わない方針を採用しています。身体的拘束は患者さんの安全確保のためにやむを得ない場合に限り、法令・ガイドラインに基づき最小限の期間・範囲で実施します。

2. 身体的拘束最小化のための主な取組み

- ・ 多職種カンファレンスの実施：医師、看護師、薬剤師、リハビリ等で拘束の必要性和代替手段を検討
- ・ 職員研修の定期実施：身体的拘束ゼロも目指す法令・倫理・ケア技術研修の年2回実施
- ・ 家族との情報共有：拘束が必要な場合は事前説明を行い、同意を得た上で最小化を徹底
- ・ 記録評価の徹底：実施時間、実施内容、代替手段、解除判断を記録し定期的に評価

3. 身体的拘束の実施状況

地域包括ケア病棟における身体的拘束実施率

年度	身体的拘束実施率	期間
2026年度	1.5%	2026年6月～8月（直近3カ月）

※算定率＝身体的拘束を実施した患者数 ÷ 入院患者数